5　保安基準第８条第８項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。	（新設）
6　別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないペダル踏み間違い時加速抑制装置は、第４項の規定にかかわらず、第３項の基準に適合しないものとする。	（新設）
（電気装置）	（電気装置）
第99条　（略）	**第99条**　（略）
２～10　（略）	２～10　（略）
11　保安基準第17条の２第５項及び第６項の告示で定める電気装置は、協定規則第100号の規則2.12.又は2.55.に定める装置とする。	（新設）
（運転者席）	（運転者席）
第105条　運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。	**第105条**　運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
２　（略）	２　（略）
3　視界内表示投影装置の構造及び表示等に関し、保安基準第21条第２項の告示で定める基準は、協定規則第176号の規則5.に定める基準とする。ただし、窓ガラス以外の透明体に投影するものにあっては、次の各号に掲げる基準とする。	（新設）
一　投影する透明体の支持枠その他の不透明部分は、運転者が運転席において他の自動車、交通信号機及び歩行者等を確認できるものであること。	
二　運転者が運転者席において容易に表示を消すことができるものであること。	
4　次に掲げる視界内表示投影装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。	（新設）
一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた視界内表示投影装置	
二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている視界内表示投影装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている視界内表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する視界内表示投影装置	
三　法第75条の３第１項の規定に基づき視界内表示投影装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた視界内表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する視界内表示投影装置	
（座席ベルト等）	（座席ベルト等）
第108条　（略）	**第108条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
5　前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号の規則5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の規則6.4.3.に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員１名分の座席重量に735Ｎを加えた重量に４を乗じた重量とすることができる。	5　前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号の規則5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の規則6.4.3.に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員１名分の座席重量に735Ｎを加えた重量に４を乗じた重量とすることができる。
一　（略）	一　（略）